

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、バイオ燃料の製造に際し、原料供給者とバイオ燃料製造業者が共同して作成し主務大臣の認定を受けた「生産製造連携事業計画」に従って、新設されたバイオ燃料製造設備。[対象設備]木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備、ガス製造設備</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>対象設備を新設した場合、固定資産税の課税標準額を3年間1/2に軽減する措置を2年間延長する。</p> <p>（地法附第15条第31項）</p> <p>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第三項に規定するバイオ燃料製造業者が、同法の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p>	
関係条文		
減収見込額	（初年度） — （▲43） （平年度） — （▲40） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>農林漁業由来のバイオマスを活用した国産バイオ燃料の生産拡大を通じ、農林水産業の新たな需要を開拓し、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化、農山漁村地域の活性化及び地球温暖化の防止を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>平成21年に「バイオマス活用推進基本法」が施行、平成22年12月には「バイオマス活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定された。その中では、「バイオマス供給者である農林漁業者、バイオマス製品製造業者、地方公共団体、関係府省が一体となり、バイオマスの最大限の有効活用を推進すること」を基本方針とし、2020年に達成すべき目標として「600市町村におけるバイオマス活用推進計画策定による農村活性化」、「約5000億円規模の新産業創出」、「バイオマスの活用による地球温暖化防止」の3つが掲げられている。このうちバイオマス活用推進計画については、バイオマスタウン構想を策定した全国318市町村を中心に策定を進めることとしており、昨今の再生エネルギーの利活用の期待が高まる中、更なる地域資源を活用した取組を推進することとしている。また、8月2日の食と農林漁業の再生実現会議で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言（以下「中間提言」という。）」では、地域主導で農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー（太陽光、小水力、バイオマス発電等）を供給する分散型エネルギー供給体制の形成の取組を推進し、農林漁業の振興と農山漁村の活性化を一体的に進めるとしている。これまで「農林漁業バイオ燃料法（平成20年10月施行）」に基づき、12件の生産製造連携事業計画の認定を通じて、農山漁村のバイオマスの活用を推進してきたところであるが、今後、基本計画及び中間提言で示された目標を着実に推進していくためには、重要な支援措置である本税制の特例措置を通じて、原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が適切に連携した「生産製造連携事業計画」を推進することが必要不可欠である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 農業・農村における6次産業化の推進</p>						
	政策の達成目標	<p>市町村バイオマス活用推進計画は、従来、総合戦略に基づいて策定が進められてきたバイオマスタウン構想に相当するものであり、各地域による創意工夫を生かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進していくためには、引き続き、市町村による計画策定を拡大していくことが重要である。</p> <p>具体的には、2020年（平成32年）に600市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を目標とする。</p>						
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで（2年間）						
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ						
	政策目標の達成状況	平成23年4月時点で、市町村におけるバイオマスタウン構想は318地区策定され、地域資源の利活用は着実に増加してきているが、今後、600市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を推進し、更なるバイオマスの利用拡大を推進していくことが必要。						
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（平成24年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>適用予定事業者数</td> <td>20業者</td> </tr> <tr> <td>適用予定件数</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>減税見込額</td> <td>43百万円</td> </tr> </table>	適用予定事業者数	20業者	適用予定件数	20件	減税見込額	43百万円
	適用予定事業者数	20業者						
適用予定件数	20件							
減税見込額	43百万円							
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>バイオ燃料は、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低炭素成長社会を牽引する核となるものである。</p> <p>本税制において、農林漁業者からの原料の供給と製造事業者によるバイオ燃料製造の連携した取組が促進され、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保するとともに、活力ある農山漁村の再生の実現に寄与する。</p>							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>① グリーン投資減税（バイオエタノール製造設備）【法人税、所得税】 上記設備等再生可能エネルギー導入拡大が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%を特別償却又は取得価格の7%を税額控除</p> <p>② バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例【揮発油税、地方揮発油税】 バイオエタノール混合ガソリンに含まれるバイオエタノール分（3%）の揮発油税・地方揮発油税（53.8円/ℓ）を軽減</p>						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度 バイオマス地域利活用交付金 2,251,203千円 （概要）地域で発生するバイオマス資源を、その地域でエネルギー、製品等へ変換し、可能な限り循環利用する総合的な活用システムを構築するために必要なバイオマス変換施設・利用施設等の一体的な整備に対する支援。						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置では、バイオマス変換技術等の早期普及・拡大などモデル的な取組を中心に支援しており、税制措置ではそれに限らず幅広く支援することが可能である。						
	要望の措置の妥当性	バイオ燃料製造設備の導入には多額の初期投資を伴うため、事業者が新規参入に躊躇するケースが少なくない。また、設備導入後、本格稼働し安定的な収入を得るまでに相当の期間を要するため、ランニングコストの負担により経営が圧迫されることが懸念される。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることにより、設置事業者のキャッシュフローが改善され、導入当初の安定的な経営に資することとなるため、支援することは適正である。						

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>農業協同組合、リサイクル業者、石油事業者など幅広い業界に適用が可能。 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="485 286 1359 405"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>0</td> <td>45</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	件 数	0	6	6	金 額	0	45	31
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度										
件 数	0	6	6										
金 額	0	45	31										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置により事業参入を促進することで、国産バイオ燃料の生産拡大を図り、もって農山漁村地域の活性化等に寄与する。</p>												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 23 年度に単年度 5 万 K L の国産バイオ燃料の生産を図る。</p>												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 21 年度における国産バイオ燃料の生産量は約 2 万 5 千 K L と目標の 5 0 % を達成しており、目標達成に向けて着実に増加している。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度税制改正により創設 平成 22 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p>												